物　　件　　調　　書

物件番号	1105

所在地	香川県丸亀市塩屋町二丁目２０６番４						
住居表示	香川県丸亀市塩屋町二丁目７街区						
現況地目及び面積等	宅地	182.43㎡			工作物	—	
		――――――			立木竹	—	
登記簿記載事項	地番	２０６番４					
	地目	宅地					
	数量	182.43㎡					
接面道路の状況	北側	舗装市道	幅員約　1.8 m	（法第４２条第２項道路）			
	西側	舗装市道	幅員約　2.0 m	（法第４２条第２項道路）			

法令に基づく制限	建築基準法 都市計画法	都市計画区域内（非線引）	
		用途地域	第一種住居地域
		地域・地区	指定なし
		建蔽率	６０％
		容積率	２００％
		高度制限	指定なし
		防火指定	指定なし
	その他	建築基準法第２２条　都市再生特別措置法第８８条、１０８条 宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条	

私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容	
	道路後退	有	負担の内容	下記参考事項欄のとおり

供給処理施設の概要	供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況	施設整備の特別負担の有無
	電気	接面道路配線　有	—	—
	公営水道	接面道路配管　有		無
	公共下水道	接面道路配管　有		無
	都市ガス	接面道路配管　有		無

交通機関	鉄道等	ＪＲ予讃線　讃岐塩屋駅の　北東方　約0.7㎞　徒歩9分
	バス	丸亀コミュニティバス　塩屋橋バス停の　北西方　約0.5㎞　徒歩7分

公共施設	丸亀市役所	城坤小学校	西中学校

参考事項
別紙（次頁）を参照してください。

※　物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物件番号　1105

◎本物件は、現状有姿による売払いです。
◎本地は国土調査により境界が確定しており、法務局に法14条地図が備えられていて、境界標も設置されています。
◎境界標について、一部欠落箇所（明細図Ａ）があります。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎北側及び西側市道については、建築基準法第42条第2項道路であるため、道路中心線確定後、道路中心線から2メートルの部分は道路後退が必要となります。（問い合わせ先：中讃土木事務所総務課建築指導担当）
◎都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：丸亀市都市計画課）
◎宅地造成等工事規制区域に指定されており、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の許可が必要です。（問い合わせ先：香川県建築指導課開発・盛土規制室）
◎本地北側にあるＬ型側溝は国有地に含まれます。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎本地東側隣接地（206番6）上の建物の雨樋及び排水パイプが本地に一部越境しています。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎本地北東角付近に東側隣接地（206番6）上の建物に向って空中線（引込線）が通っています。
◎本地上空に複数の空中線（四国電力・ＮＴＴ）が通っています。
◎本地を含む周辺地域は、丸亀市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されております。詳細については、丸亀市危機管理課にご照会ください。
◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

物件番号 1105

案　　内　　図

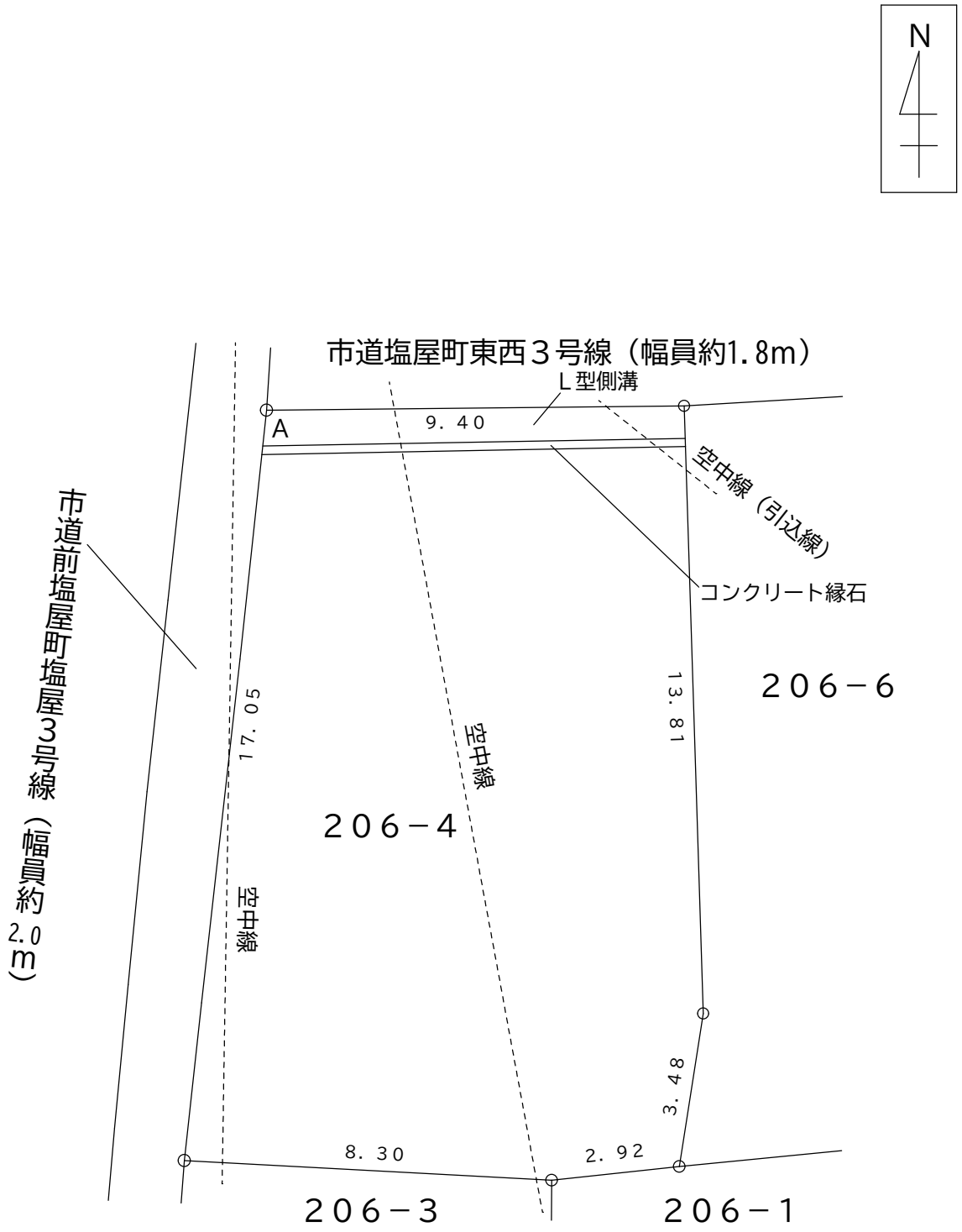


売払物件

※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号 1105

明　　細　　図



単位：m

物件番号　1105

現　　況　　写　　真



